

扶桑町議会報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

専 決 処 分 書

小学校体育館空調設備設置工事請負変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和7年10月29日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 工事名 | 小学校体育館空調設備設置工事 |
| 2. 路線等の名称 | 扶桑町立4小学校 |
| 3. 工事場所 | 扶桑町大字柏森、高雄、南山名地内 |
| 4. 請負代金額 | 変更前 金. 286,000,000円
変更後 金. 287,993,200円 |
| 5. 請負契約者 | 愛知県小牧市大字岩崎字四反田1072番地
ダイト一株式会社 小牧営業所
所長 鈴村健司 |

工事請負変更仮契約書

1. 工事名 小学校体育館空調設備設置工事
2. 路線等の名称 扶桑町立4小学校
3. 工事場所 扶桑町大字柏森、高雄、南山名地内
4. 元請負代金に対する増額 金. 1,993,200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金. 181,200円
5. 工期 着手 令和7年7月26日
完了 令和8年1月30日
6. 請負代金変更に対する契約保証金
扶桑町契約規則第35条第7号の規定に基づき免除
7. 変更内容 変更設計書のとおり

令和7年7月25日締結した小学校体育館空調設備設置工事請負契約について、同契約約款第19条及び第20条の規定に基づき、上記のとおり工事請負変更仮契約を締結する。ただし、変更契約においても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

なお、この仮契約は、扶桑町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年扶桑町条例第7号）第2条の規定により議会の議決を得たとき又は、議会の権限に属する事項中町長の専決処分事項（令和2年12月18日議決）の規定により町長が専決処分したときは、契約が締結されたものとする。

この変更契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和7年10月29日

発注者 愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

受注者 愛知県小牧市大字岩崎字四反田1072番地

ダイト一株式会社 小牧営業所

所長 鈴村 健司

小学校体育館空調設備設置工事

工 事 変 更 概 要 書

工 事 変 更 概 要
扶桑東小学校体育館に設置する空調設備の室内機について、2階ギャラリーに吊り下げて設置するところ、設置箇所の奥行きが足りないことが判明したため、機器を取り付けるための架台を12台分追加する。